

二つの「工業労働者問題」項目

—— シェーンベルク版ハンドブックをめぐる ——

小林 純

はじめに

本稿の課題は、シェーンベルク編『経済学ハンドブック』（シェーンベルク版ハンドブック）初版と第2版の「工業労働者問題」という項目を対比的に紹介し、併せて、ドイツ歴史学派の一集成と目されるこのハンドブックの特定項目の検討からうかがえる歴史学派の特質について、研究史をも交えて若干の考察を試みることに、である¹⁾。

このハンドブックは第4版まで発行されたが、初版の「工業労働者問題」項目はプレントナー、第2～4版はシェーンベルクの執筆による。ちなみに初版と第2版の間で執筆者が代わった項目は他にない。そのため第2版に書評を書いたC.メンガーもこの交代には言及していた。以下、まずこの執筆者交代の経緯を示し、つづいてプレントナーとシェーンベルクの執筆内容をそれぞれ紹介する。そして、歴史学派を「倫理的」経済学と称することが一般的であったが、その内容がプレントナーとシェーンベルクとは異なっており、そのことを手掛かりにドイツ歴史学派経済学の特徴とされる「歴史的」「倫理的」なるものの中身の意味するところを少し考えてみたい。

1. 差し替え

ハンドブック初版は1882年に発行された。そしてまもなく第2版の準備が進められるなかで、編者シェーンベルクは項目執筆者プレントナーに対して内容の改訂を要求する。このいきさつについては、名著『社会政策学会における路線闘争』で著者リンデンラウプが、二人の間で1884年4～6月に交わされた書簡を利用しながら記している²⁾。これによると要求されたのは、

1) 初版は、*Handbuch der Politischen Oekonomie*. Hrsg. v. Gustav Schönberg, Tübingen: Laupp 1882. 2 Bde. 第2版は3巻本で、1と3が1885年の、2が1886年の発行。このハンドブックについては、小林純「19世紀ドイツの経済学観——シェーンベルク版ハンドブックをめぐる——」（『立教経済学研究』65 2, 2011年10月）を参照のこと。

2) 以下、Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik*. Wiesbaden: Steiner

工業界の大立て者（マグナーテン）に対する辛辣な言及の削除，自由保守党と政府の諸施策とには社会政策的にもっと好意的な判断を下すこと，であった。政府の施策とは，例えば社会主義者鎮圧法であるが，ブレンターノは，これは危険と見なされた政党の党員を一般法の保護の適応外におくものだ，と批判していた³⁾。リンデンラウプの記述を見よう。

シェーンベルクは，ブレンターノの評価を通じてハンドブックの公平な性格が危うくされ，「合理的な経済政策の諸原則をも」打ち立てるべき学問の意味が誤解されてしまう，と考えた。ブレンターノは，自分の叙述は事態を「ありのまま」に伝えており，シェーンベルクとは逆であって政党政治的観点から扱ったのではない，さらに，学問とは「どうあるべきかを言うのではなく，ただどの原因が特定の作用を，またどの原因が別の作用をもたらすのかのみを」言うべきものだ，と精力的に反論した。そして「合理的経済政策の諸原則」を打ち立てることは「実践的な政治家の仕事であって，政治家は自らの考える具体的な目標を考慮しつつ自らの公準を立てる。学問の課題は諸々の現象を結びつける因果関連の認識である」（1884年6月1日，シェーンベルク宛）とした。

ブレンターノは項目のなかで，ドイツの社会民主主義政党におけるマルクス派の勝利とみなされる「ゴータ綱領」を詳しく引用している。これはシェーンベルクには一面的・党派的と映ったかもしれぬが，ブレンターノにしてみれば，それは「社会主義」（[参考]の目次を見よ）のなかで批判対象として扱ったのであり，「ありのまま」を伝えたにすぎない，ということになる。後年，ブレンターノは自伝の中でこの件に関して以下のように記している。

シュトラースブルクに着任して早々，シェーンベルク編『経済学ハンドブック』が出版されたが，そのなかには，私がすでにプレスラウ時代に書き上げていた「工業労働者問題」についての論稿が収められていた。この論稿はフランス語や日本語に翻訳され，ドイツでも認められたが，それにもかかわらず，『ハンドブック』の後の諸版からは外されることになる。私は，その中の一節で，社会政策における反動的諸傾向，とりわけそのなかでの工業界の大立て者たちの傾向について触れ，次のように書いた。

「こうした傾向の人たちにとって驚愕的となっているのは，近代の大工業の発展が労働者階級に様々な形でもたらした様々な不利益，すなわち，彼らの困窮，そして労働者が雇用主に本当に隷属してしまうこと，ではなく，こうした発展の優れた成果，すなわち立法の力で，労働者と雇用主との同権が認められたことの方なのである」

1967, S. 124 5による。

3) Lujo Brentano, Die gewerbliche Arbeiterfrage, in *Handbuch der Politischen Oekonomie*, Bd. 1, S. 935.

これに対して、このように描かれた工業家の何人かがシェーンベルクに異議を申し立てた。だが、彼らは折に触れて、封建時代に支配していた荘園領主と隷農との関係を大工業に移し変えることを、その理想と描いていたのである。ところが、シェーンベルクは、自分がラサールの友人にしてその受遺者でもあったにもかかわらず、私に、工業界の大立者たちについての私の叙述が事実無根であるとして、次の版からは削除するよう求め、その代わり工場労働者用の便所の設備を快適にすることを推奨する文章をそこに加えるよう要求した。このような設備が非常に称賛に値するものであるにせよ、私は今後の寄稿を拒否した⁴⁾。

2. 第1版ブレンターノ

1) 基本問題

初版のブレンターノの項目は、大正8年に森戸辰男訳『労働者問題』（岩波書店、1919年）として刊行された。森戸は訳者の「序」において邦訳に至った事情を記している。森戸はブレンターノを社会改良主義者の中で最も偉大な理論家とみて、その彼の当該領域における唯一の一般的著作がこの項目であるという。そしてブレンターノの項目を40年近く経ても依然として「社会改良主義の教典」だと高く評価して、こう述べた。

殊に泰西諸国に比して経済的社会的進歩の著しく遅れたる我国、未だ治安警察法第十七條の存置を固執して労働組合の順潮なる発達を阻止しようとする当局者を持つ我国、官僚と資本家との抱合に生まれた怪物、協調会を以つて労働者問題を解決し得るかのやうに考へて居る我国、にとつては、本書の如き、反覆精読するの必要があると思ふ。（6頁）

こうして森戸は、現代資本主義を維持しつつ労働者問題を解決しようとする（森戸自身の立場でもある）社会改良主義の立場では最高水準のブレンターノの項目を訳出することとした。ちなみにハンドブックについても、森戸は「経済学の一大躍進を成就した独逸歴史学派の交響楽とも云ふべきショーンベルクの経済叢書は、新興の気運に横溢せる独逸少壮学者の粹を聚めて建設したる経済学発展の途上に於ける一大記念碑」と記した。

森戸は第2版以降のシェーンベルクの項目についても知っていたはずであるが、ブレンターノの方を取った。後者を「偉大な理論家」とみたからである。次節で見るように、シェーンベルクの項目は、社会改良主義の立場からする、諸施策に関するかなり配慮の効いた叙述である。したがって森戸はブレンターノの「理論的」な叙述に共感を寄せたことになる。

4) ブレンターノ『我が生涯とドイツの社会改革1844～1931』石坂昭雄／加来祥男／太田和宏訳、ミネルヴァ書房、2007年、134ページ。

ブレンターノにとっての工業労働者問題の中心論点は、すでに知られているように、労働という商品の特殊性が諸問題の核心をなす、というところにある。初版のブレンターノ執筆の項目から、この論点を以下に要約しておく。(引証箇所は§ xx で示す。以下シェーンベルクの項目でも同様。【参考】の目次を参照のこと。)

一般に市場価格が低下すれば売手は生産と供給を抑制し需要に適応させ、価格の再上昇をまって生産と供給を増加させる。だが労働市場では自己の労働以外に何も持たぬ労働者が商品の供給者であるため、たえず自己の労働を売って生きる他はない。経済的自由主義にかなう「労働契約の自由」が行き渡っても、労働者は提示された価格(賃銀水準)や条件(労働条件)に従うことしかできない。

一般の商品の場合、売買が行なわれて引き渡し済んだ後は、売手は商品のその先の運命には関知しない。だが労働という商品は売手の人格(労働者)そのものの活動である。労働契約は労働商品の売買契約であるが、同時に「労働の売手の人格に対する支配関係設定に関する契約」なのである(§ 9)。

工業労働者にかかわる諸問題はすべて以上の特殊性から説明される。一番大きな問題は、景気変動による労働契約の不安定性、つまり長期的な雇用が保障されないことである。労働者は、市況や雇主の都合で容易に失業の危険にさらされる運命となる。次に、労働条件の内容および労働過程中的の支配従属関係が労働者の身体的精神的人格を損なう危険を伴うことである。とくに後者について、第1章において人類発展の目的として「万人最高の完成」という理想を掲げたブレンターノは、労働者が劣悪な労働条件や労働過程中的の従属的立場におかれたなら、彼の人格発展の程度や文化の享受の程度が雇主の手中で決められてしまう、という問題を指摘した(§ 9)。失業・低賃銀からくる貧困や、教育水準・住宅環境・生活規律など多方面にわたる工業労働者問題は、以上の労働という特殊な商品をその他の商品一般と区別しない従来の自由主義的思考にもとづく自由放任によって解決されることはない。

解決のためには、労働契約における労働者の不利な立場を変えなければならない。これを可能にするのは、国家の介入ではなく、労働者の団結力の発揮である。労働者たる立場を脱することで問題解決にあたらうとするなら、生産協同組合の結成という、労働者自らが雇主となる途が一つの可能性である。だが基本的には、自助の原則による自立した労働組合の結成によって、労働市場における供給制限や賃銀低下阻止を組織的に行なうことである(§ 27)。国家はそのために労働者の団結を禁止しなければよい。他の商品市場と同じように労働市場でも価格に応じた供給調整が可能となる必要がある。労働を他の商品と区別しない自由主義は、団結禁止をもって「自由な」労働契約の保障としたが、これは誤りである。人類発展の目的にそった「自由」とは、むしろ団結禁止法の廃止を求めており、諸国の立法の歴史の中にもこの方向が示されている。

以上がブレンターノの工業労働者問題についての基本的見解である。

2) 歴史研究の成果

ブレンターノの上記の見解は、1870-71年に出版された『現代の労働者ギルド』⁵⁾の成果のうえに立ったものである。この著作は、イギリスの労働組合運動を「労働者ギルド」と名付けて、初期中世以来の歴史的系譜を描き、労使関係の望ましいあり方を当時の合同機械工組合の姿に見るという大作であった。後段で必要な限りでの論点をここに示しておく。

『現代の労働者ギルド』最終章において彼はこう記す。上巻で述べたように歴史研究より得られた経験法則とは以下の如くであった。

すべて過渡期において旧秩序が解体するたびに、強者・権力者の間で権力と支配をめぐる争いが生じたこと、これと対照的に、旧秩序が解体した後、法と慣習によって保障されていた従来からの保護を欠いた弱者は、そのたびごとに脅かされる彼らの利益を防衛するために、緊密な団結に、すなわちギルドに結集したことをすでに私は明らかにした。(邦訳下巻、376ページ)

人はだれもが同等の強さを持っているわけではない。利己心の発揮が強者をして無制限の「競争」をよしとさせるなら、弱者の利己心は彼らを団結へと導いた。「今日では競争は企業家の自然状態であり原理であるのに対し、団結が労働者の原理である」(同378ページ) ことが強調されねばならぬ。しかも、ブレンターノはこれを経済学の方法問題に重ねて論じていた。歴史的帰納法があらゆる事例をつくすものではなく限界をもっている、という批判には、彼はそれが対象選定の不適切さに起因する、と返した。そして帰納的方法こそが実証的 (praktisch) な経済学では唯一可能なものとして、こう結論づけた。

帰納をもちいて、さらに利己心の原理からの演繹によって検証して、われわれは国民経済学の基本原理としての二つの命題、すなわち競争は強者の原理、団結は弱者の原理、という命題に到達した。(同379ページ)

科学についての一般的結論としてこれまでの本研究はしたがってまず第一に、競争はた

5) *Die Arbeitergilden der Gegenwart*. 2 Bde. 1871 und 1872 (Nachdruck 2003 Elibron Classics). 邦訳は、ルヨ・ブレンターノ『現代労働組合論 上巻 イギリス労働組合史』島崎晴哉/西岡幸泰訳、日本労働協会、1985年。『現代労働組合論 下巻 イギリス労働組合批判』島崎晴哉/西岡幸泰訳、日本労働研究機構、2001年。ちなみに原題「現代の労働者ギルド」が邦訳で「現代労働組合論」とされるのは、訳者解説によると、大河内一男がかつてそうしたことを受けてのことだという。ただ、大河内も、ブレンターノ自身が「労働組合 Arbeitervereine は現在の状況に対応した古きギルド原理の実現である。それは現代の労働者ギルドである」(Brentano, *Das Arbeitsverhältnis gemäss dem heutigen Recht*, Leipzig: Duncker & Humblot 1877, S. 120) と記したのを受けてそうしたのであろう。

だ強者，すなわち経済的優越者，したがって特に企業者階級の原理に過ぎず，これに対して団結は大多数の労働者，すなわち凡庸人の原理であるという命題を提示している。/ 第二に，国民経済学においては演繹の方法だけでは不充分であって，そこでは帰納法が可能であるばかりではなく，むしろ逆の演繹こそが経済生活を支配する法則の完全な知識への到達を可能にすることが明らかにされている。(同380ページ)

ブレンターノの演繹的な「理論のドグマ」に対する批判は，歴史実証的研究に基づく経験的帰納法の援用により，新たな命題の提示となっていた。

また，次のシェーンベルクの見解との対比論点もあらかじめ指摘しておこう。両者とも，凡庸人 (Mittelschlag)，平均的労働者の運命を考察の中心においていたが，シェーンベルクが彼らに対する所得再分配的な施策，倫理的介入を指向するのに対し，ブレンターノは彼らの「利己心」が向かう「団結」に着目した。団結は，労働市場における供給の調整を，つまり労働にもそれ以外の一般商品と同様に需要に見あった供給の調整を可能とさせるものであった。両者とも，有能な労働者，平均以上の能力をもった人については「自助」が当人の状況改善につながることを認めるが，ブレンターノは「凡庸人」の利己心の現われ方が市場における需給均衡のあり方に作用することを，すなわち経済過程の外部からの再分配的介入ではなく，市場取引自体の変化を社会改良の着手点としていた。

3. 第2版シェーンベルク

本節では第2版のシェーンベルク執筆の「工業労働者問題」項目⁶⁾を紹介する。「労働局」の設置を掲げて自由主義派の激しい反撥をひきおこしたシェーンベルクは，社会政策学会の創設メンバーの一人である。それゆえ，この項目の中から，まず彼の社会政策観を示す記述をとりあげておく。内容的には研究史上周知のことがらではあるが，社会改良主義の主唱者の一人であり，またこのハンドブックの編者であるという彼の位置は歴史的に重要であるため，やはり彼自身の記述を見ておきたい。次に前節に見たブレンターノとの違いを際立たせる論点を取りあげる。併せて，社会政策上の個別的問題の具体的な記述を若干紹介する。それは日本人の森戸辰男の注目を強く引くことはなかったかもしれないが，ハンドブックの利用者には重要な，そしてその水準を示すものとして評価された⁷⁾ものなのである。

6) Gustav Schönberg, Die gewerbliche Arbeiterfrage, in *Handbuch der Politischen Oekonomie*, 2. Aufl., Bd. 1.

7) この項目をメンガーは「ハンドブック中，もっとも教育的なもの」の一つとした。Carl Menger, *Handbuch der Politischen Oekonomie*, 1887 (Menger, *Gesammelte Werke* Bd. 8, Hrsg. v. Hayek, Tübingen 1970), S. 6 7. 小林「19世紀ドイツの経済学観」125ページ。

1) 社会改良：主唱者の一人として

シェーンベルクは第1項において、まず対象となるものが大企業に働く労働者であることを規定して、この「国民階級の経済的・法的・社会的状態」が社会問題の固有の対象である、とした。そして社会問題をこう説明する。

社会問題 (Sociale Frage) とは、社会の不十分な状態を改善するための、国家と市民社会にとって解決を要する問題である。そこでは、全社会階級の状態が国家と社会の諸目的に背馳し、しかもその下で苦しむ人々の自力によるのみでは改善できぬような程度で現われているため、その状態の改良こそが課題である。(§ 1)

労働者問題は最も重要な社会問題であり、次にその出来と解決の方向性について記される。まず近代の経済活動が労働者に対して要求することは、近代国家が人格の基本権として承認する権利と矛盾することがある。また近代国家の文化的課題・目標と矛盾するような状況をもたらしている。したがって労働者問題とは、賃銀労働者の現実の状態にこの矛盾が広範に現れているので、それを解決すること、言い換えれば、道徳・人間性・公正・倫理性の要求を労働者という人口の多くを占める部分のために実現する、という問題である。ここでシェーンベルクは、ブレンターノと同様に価値判断の基準、ないし評価のための価値理念とでもいうべきものを示している。掲げられた理念は「労働者が社会的な存在として真に『文化的な生活』をおくること」とも言い換えられている。シェーンベルクは、この表現が、例えば「人間的尊厳をもった生活」のような表現と同様にあいまいであることは認めつつも、その概念内容については、事情を知り、公正／不公正、可能なこと／不可能なことを区別できる人々の間でならば合意ができていて、とした。そしてそのなかでも「この階級の教育、労働契約、就業状況、事故に対する安全対策と保険、道徳的・宗教的・社会的・政治的生活への一連の特定の要求」ということが理解されている、とした。彼にとって労働者問題とは決して経済的問題にとどまることなく、「政治的、倫理・宗教的問題」でもあり、カテゴリーに応じて様々に問題が現われるものである。そこで彼は3つのグループに分け、「それぞれ異なった弊害、改革目標、救済手段がある」とした。3つとは、「1. 農業労働者。とくに北ドイツ、主にエルベ以東の大土地所有地域。2. 大工業の賃労働者。3. 小営業の賃労働者 (職人問題 Gesellenfrage)」であり、1は同じハンドブックの別項目 (農業のところ) での扱いに委ねた。(以上、§ 2)

つづく第2項「社会政策的諸方向」はシェーンベルクの立場がもっとも鮮明に現われるところである。彼は、目標実現に向けては国家の位置づけを指標として3つの主要見解を区別できる、とした。賃労働者階級の運命の改善に関する国家の立法・行政の態度について、国家はなにもすべきではないという第1の個人主義的方向と、第2の国家はすべてを行なうべきだという社会主義的方向との二つを極端な誤ったものと批判する彼は、中間の第3の社会改良的な正

【資料】

初版 プレンターノ『労働者問題』目次 (S. 905-994.)

第1章	批判の基準	(§ 1 ~ 2)
第2章	労働者階級の発達	(§ 3 ~ 7)
第3章	労働者問題の危機と其の経済的基礎	(§ 8 ~ 10)
	<現代経済秩序の下に於ける生産と企業者>	
	<現代経済秩序の下に於ける労働者の地位に関する自由主義の誤謬>	
	<現代経済秩序の下に於ける労働者の地位>	
第4章	労働者問題と社会政策的思潮	(§ 11 ~ 16)
	<社会政策的思潮の四傾向>	
	<社会政策的保守主義>	
	<社会政策的復古主義>	
	<社会主義>	
	<社会政策的自由主義>	
	<諸思潮の批評>	
第5章	労働者問題の解決方法	(§ 17 ~ 52)
	<労働者問題の主体並に諸施設の概観>	(§ 17 ~ 18)
1.	労働者の協同組合的工業経営 (生産組合論)	(§ 19 ~ 24)
2.	労働者のために雇主が行なう任意施設	(§ 25 ~ 26)
3.	労働契約の自由の実現 (職工組合と争議・仲裁, 労働者保護立法)	(§ 27 ~ 41)
	a. 労働者の組合的組織	(§ 28 ~ 35)
	B. 労働者保護立法	(§ 36 ~ 41)
4.	労働者保険 (災害保険・失業保険等)	(§ 42 ~ 48)
5.	労働者階級の支出経済の改良	(§ 49)
6.	労働者階級の精神的道徳的向上	(§ 50)
7.	労働者の政治生活への関与	(§ 51)
8.	結論	(§ 52)

* 第5章3のBはbの誤りと思われる。邦訳書との比較のために訳者森戸が内容を示す見出しとして用いた表現を < > 内に記した。また () 内は筆者が補足したもの。

第2版 シェーンベルク「工業労働者問題」目次 (S. 549 656.)

第1章 労働者問題（「社会問題」）一般	
第1項 問題	(§ 1 ~ 2)
第2項 社会政策的諸方向	(§ 3)
第1目 個人主義的方向（マンチェスター主義）	(§ 4 ~ 5)
第2目 社会主義的方向	(§ 6 ~ 9)
第3目 社会改良的方向（社会改良）	(§ 10 ~ 12)
第3項 実践的解決	(§ 13)
第2章 工業労働者問題	(§ 14 ~ 69)
第1節 悪弊 Übelstände	(§ 15 ~ 28)
第2節 改革	(§ 29 ~ 69)
第1項 当局の施策	
第1目 労働統計	(§ 29)
第2目 団結法	(§ 30 ~ 31)
第3目 学校教育の規制	(§ 32)
第4目 児童，小児，婦人労働者の規制	(§ 33 ~ 36)
第5目 成人男性労働者の規制	(§ 33 ~ 36)
第6目 事故災害の規制（事故立法）	(§ 37 ~ 44)
第7目 救済組合金庫（労働者保険）	(§ 45 ~ 48)
第8目 住宅立法	(§ 49 ~ 50)
第9目 労働（工場）条例の規制	(§ 51)
第10目 賃銀支払いの規制	(§ 52)
第11目 工業裁判所と調停局の促進	(§ 53)
第12目 労働（工場）視察制度	(§ 54 ~ 55)
付録 労働者保護立法の歴史（工場法）	(§ 56)
第2項 民間の施策	
第1目 所得の引き上げ（労働者の利潤参加，生産協同組合）	(§ 57 ~ 58)
第2目 組合（英国の歴史 / ドイツの歴史 / 他の国の歴史）	(§ 59 ~ 62)
第3目 需要のよりよい充足（住宅，消費者組合等）	(§ 63 ~ 65)
第4目 労働者貯蓄金庫	(§ 66)
第5目 女性労働者のための特別な施策	(§ 67)
第6目 労働者教育制度	(§ 68 ~ 69)
第3章 小工業における労働者問題（職人問題）	(§ 70)

しい方向を採る、とする。(§ 3)

第1の個人主義的方向はマンチェスター主義とも言い換えられている。それは個人の絶対的な経済的自由を主張し、自由放任の理論と政策を説く。シェンベルクはその経済的基本観念を「フィジオクラートとスミス主義の抽象的な自然法的国民経済学派の観点」と見る。彼らの立場は以下のように捉えられた。

基本的にかれらは、自由と法の前での平等とが実現されていれば労働者問題をおよそ正当な、独自の、社会政策的な問題としては認めない。問題があるとすれば、それまでの誤った政策が自由を制限したためであり、諸弊害は労働者の責任か低賃銀が原因で、労働者に国家が援助すべき根拠はない。低賃銀は、国民経済の不正な分配の結果か、あるいは雇用者の不正な利己主義的振る舞いの結果のどちらでもないなら、もっぱら資本不足の作用、企業家の資本備蓄の少なすぎ、それゆえ企業家の資本の増加によって高められるべきなのである。(§ 4)

引用後段の論理は、いわゆる賃銀基金説⁸⁾であり、この説によると、労働需要にとって決定的な要因は資本であるが、賃銀が最終的にそこから払われるべき資本が企業家の資本という形で存在し、それゆえ平均的賃銀水準はこの資本のそのときどきの大きさに依存する、ということになる。賃銀つまり「商は、労働者数で割った賃銀基金に等しい」という命題となる。これに従えば賃銀基金の増加のみが賃銀水準の上昇を可能にするので、競争裏での一般的価格上昇のちに労働需要増加があつて賃銀上昇がみられることになる。問題はどうかやって企業家の資本を増加させるかという資本問題に帰着するが、自由競争による経済の自然法則的發展それ自体の中に資本増加が行なわれる以外にないので、なにか政策があるわけではない。(§ 4)

無策の個人主義的方向を批判するシェンベルクは、社会改良という正しい立場が社会問題の実践的解決を以下のように遂行する、と説明した。

解決は、労働者、所有階級、公的権力の組合わさった協力を必要とする。マンチェスター派が教えるごとく「自助」(つまり労働者の)と自由とのみに救いを期待したのでは完全に間違つた方向に行く。だがさらに誤っているのは、社会主義が教えるような、もっぱら

8) プレンターノも賃銀基金説批判を展開していた。彼は賃銀を支払うのは資本ではなく商品の需要者だとして、「高賃銀の経済」論につながる論理をたてた(§ 31)。前出(注5)の*Das Arbeitsverhältnis* (bsd. S. 232-42)は賃銀基金説批判を中心課題の一つとして執筆したものであり、彼はこの書をハンドブックの§ 31を含む部分への参考文献にも挙げている。§ 31のソーントン批判もすでに*Das Arbeitsverhältnis*, S. 242に表われていた。なお大河内一男『経済思想史第二巻』勁草書房、1958年、168-9ページも参照のこと。

ないし根本的に「国家救助」に解決を期待することである。たしかに「自助」は実際の悪弊の徹底した一般的な改善にとっては絶対に不可欠である。なぜならそれは、多くの労働者にとって勤勉、節約、経済性、道徳が高められていなければ不可能であり、自らの道徳的物的状況の改善のために彼らが仲間として団結しなければ不可能だからである。だが自助だけでは充分ではない。多くの弊害を除去することは雇用者の協力、より高い社会階級の成員の支援、そして国家的立法・行政の介入によっではじめて可能なのである。だから「自助」のためには「社会的救助」と「国家救助」が補完として行なわれなければならない。「社会的救助」とは教養有産階級の自発的な、人道的な、倫理的な協力、とくに雇用者の協力のことである。必要な合目的な社会的救助の程度は、国ごとで、また個々の産業ごとで、また地域ごとで極めて異なるに違いないが、しかし必要なものであって、どこにおいてもそれがなければどんな国家救助や自助にもかかわらず改革が断片的つぎはぎにとどまってしまう。(§13)

シェーンベルクは、§1で社会問題を「国家と市民社会にとっての問題」としたように、社会成員総体の協力をここに描いた。国家の力は不可欠だが、決して社会主義的ではない。なぜなら、国家救助はまず第1に自らの足と力によって自立する労働者を目標としており、まずもって彼ら自身に自分と自分の家族のために経済状態の配慮と責任を委ねるのであって、その公正な利益を守るのに彼ら自身の力が充分でない場合にのみ国家権力が介入する、という条件が付されているからである。

こうした施策がすべて上手くいったとしても社会的な悪弊がすべて解決されるわけではないが、そもそも絶対的解決とは不可能事である、とシェーンベルクは言う。すべての不道徳、貧困・困窮をなくしたユートピアは実現不可能だ、というのである。なぜなら、「プロレタリアートと非道徳的社会状態は、共産主義者や社会主義者が主張するように人間の諸制度にのみ依存しているのではなく、我々には変えることのできない人間的本性にも依存している」からである。教育がどんなに整備されたところで、いつの世にも非道徳的に振舞う人はいるものだ。「結婚して親・夫婦としての倫理的義務を守らず、子供をつくっても彼らのために十分な食糧と教育の手段を持たぬ人、仕事嫌いで怠け者の人、自堕落な生活を送る人」が絶えることはない。だから貧者とプロレタリアはつねに存在する。したがって可能なことは、漸次的で恒常的な改善、弊害の絶えざる軽減、これである。こうして多くの悪弊を取り除き、ついには「不正な立法や不十分な行政、市民社会の欠点のある社会政策的組織の帰結でしかないような悪弊をただすことができる」ようになる。だれもが公的教育制度や国家的経済的諸制度、社会的組織、倫理的態度の模範的・教育的な影響の下で、己れの力、勤勉、経済性と道徳性を通じて、倫理的文化生活に到達でき、経済的社会的階級秩序の階段を低層からより高い階級へと登ることができるような社会状態は、望んで実現することができる。そこになおも社会的悪弊が下層階級

にみられるとして、それはその悪弊に苦しむ者自身の責任であり、その人自らの力でそれを除去できるような、そういう社会状態をつくり出すことができる。「これが唯一可能な目標である。これはそれ自体として高く理想的な目標である。」そしてシェーンベルクは、この目標に到達できるのは社会改良の途のみである、とした。(§13)

次に彼が具体的に何を問題としたのかを見ておこう。【参考】の目次では省略したが、「第2章 工業労働者問題 第1節 悪弊」はさらに「第1項 経済的物質的悪弊」と「第2項 道徳的悪弊」とに分けられている。

経済的悪弊として取りあげられたのは、1. 所得状況、2. 労働時間、3. 就業の様態、4. 雇用者への過度の従属、5. 労働者住居、6. 労働者の支出、の6項目である。3と6には若干の説明が必要であろう。3では、第1に健康と生命を危険に曝すような労働環境が取りあげられている。具体的には、作業空間の空気の汚れ・湿度・気圧や換気状況、採光、作業中の姿勢、機械利用のさいの安全確保、火災時の避難口などに言及している。第2に、分業体制による労働の一面性、機械の番人となってしまうことによる能力開発不足や労働の喜びの欠如という問題が挙げられている。シェーンベルクは、それが生産性の観点から避けがたいとはいえ、人間的な観点からは当該労働者の人格や精神を麻痺させることにつながるという問題を含む、と指摘した。第3に、同一作業所内に男性と女性、そして若年と青年の労働者がいることからくる道徳的な面、つまり風紀や怠け癖、乱暴な態度などの悪影響が指摘された。(§20~23)

6の支出とは労働者家計の消費支出のことである。不可避の費目としては衣食住と光熱費があり、その内容は基本的には所得の大きさに依存する。ただ、それとは別に社会的改良の課題となるものもある。小売店の割高な価格や賃銀支払日前のツケといった習慣を改善するためには、例えば雇主の協力で大量仕入れの販売所設置や賃銀支払い間隔を4週間に縮めるなどの施策がある。シェーンベルクはここで衣・食の中身にも触れている。代わり映えせぬ食事となって、調理の知識もなく、その関心も失せている状況がある。薄汚れた不潔な衣服は、所得だけでなく、こざっぱりした身だしなみの感覚喪失や婦人の家事能力不足にも基因する。また無駄遣いや非道徳的支出、大酒飲みといった悪弊もあり、彼はこれらも改革の対象をなすものと見ていた。(§24)

2) プレンターノとの対比

プレンスターノとシェーンベルクは、ともに社会改良を目指したが、二人の間には、本稿で対象とした「工業労働者問題」項目の差し替えを引き起すような相違があった。すでに見たように、差し替え問題は両者の雇用主に対する態度の相違に基因していた。プレンスターノは、雇用主たちが労働者と法的に同権となることに反撥して反動的な態度をとりつづけていることを、厳しく批判していた。つまり彼には、雇用主の態度が社会改良の前進を阻止している、という基本認識があった。

これに対してシェーンベルクは、すでに見たように、社会改良が「自助」を原則とすることはもちろんであるが、「多くの弊害はそれを除去することは雇用者の協力、ヨリ高い社会階級の成員の支援、そして国家的立法・行政の介入によってはじめて可能」となる、と述べていた。国家活動の成果としての立法による雇用条件の改善は徐々に進展している。だがさらに悪弊を除去するためには、雇用主の協力が不可欠である。ブレンターノのように、一部の雇用主の問題ある態度を誇張して批判を加えるのみで、彼らの改善努力に目を向けないのは一面的であって、社会改良の前進に水を差しかねない、というわけである。

じつはこの点に関しては、ハンドブック初版への書評の中ですでにG. シュモラーもブレンターノ批判を行なっていた。シュモラーはそこで「ブレンターノがシュトゥムとその一味に対する怒りを工業界の大立て者たちに対する激しい攻撃に転じていることは、たしかにやりすぎであり、また彼が中間的党派から出ている理論的努力をほぼ完全に無視しているということは、彼の社会政策上の一面的な党派的立場の帰結である⁹⁾」と記していた。つまりシュモラーもシェーンベルクも、ブレンターノが極端な党派的立場を主張している、と見たのである。

シェーンベルクからすれば、雇用主とは、さらに進められるべき社会改良の担い手である。労働者保険の掛け金の一部を負担したり、職業訓練や住宅環境改善など労働者の生活改善のためになされるべき諸施策のイニシアティブをとる、などの重要な役割が雇用主にはあるのであって、実際にもそうした施策が進められている。こうした見方をするシェーンベルクには、その面を見ずに雇用主への敵対的態度のみを前面に出すブレンターノは、当然ながら「一面的」と映ったのである。

ただし、ここで確認しておきたいのだが、シェーンベルクがブレンターノの基本問題、すなわち、労働商品の特殊性に基因する労働者の社会的立場という問題を否定したのかといえ、そうではない。第2版のいくつかの節では、参考文献の中にブレンターノ執筆の第1版項目が挙げられている。日本の森戸辰男も評価したブレンターノの「理論的」な認識を示す第1版の項目は、第2版以降でも参考文献として挙げられていた。

では、ブレンターノと比較したときに、シェーンベルクの特質というべきものはどこに求められるのであろうか。一つは、シュモラーも指摘したような、社会政策上の党派的立場の相違ということが挙げられよう。そしてそれと関連することは確かだが、もう一つ別の、悪弊の原因論を挙げておきたい。社会改良が進んでもなかなか解決しない悪弊の原因、いわば諸悪の根源を、シェーンベルクは人口問題に見ていた。以下、対比をもっともよく示す「道徳的悪弊」の内容を、対比を念頭に見てゆこう。

第2章第1節の「悪弊」の後半部「第2項 道徳的悪弊」では、基本的に以下の5つの問題が取りあげられた。(§25)

9) 小林「19世紀ドイツの経済学観」121ページ。

- (1) 労働者家族における悪弊
- (2) 不道德な、過度の出生数
- (3) 道徳的観点からみた子供の教育の不充分さ
- (4) 恒常的な児童労働
- (5) 家族生活を高め美しくする休養および自由時間における職業教育の機会と能力の不足

たしかに5項目が挙げられてはいるが、内容的にはかなり重複しており、論理的につきつめると核心はおのずと「出生数」にあることが分かる。

まず(1)について。ここにはまず、家政・家族生活の劣悪さが指摘される。労働者の家族生活の現実を、近代文化の諸要請に矛盾するような劣悪なもののみたシェーンベルクは、理想と現実のギャップを以下のように記す。

家族生活とは、各個人に喜びと享受をもたらし、最高の個人的幸福の源であり、愛に満ちた、誠実な義務遂行と自己犠牲との場であるべきものだ。家族、家庭、妻子との愛情に満ちた生活のうちに労働者は自らの労働と勤勉の成果を享受し、幸福を実感すべきであり、この幸福は、誠実な愛と配慮そして倫理的な献身だけが、結婚して子供に恵まれた人間に与えることができ、いくら富があってもそれだけで作り出すことのできぬものである。しかし残念ながらわれわれはこの社会層のうちに幾度となく逆の事態を見る。(§25)

その原因としては低収入と長時間労働が挙げられるが、それが原因ではない事例もある。そこで頻繁にでてくるのが、1. 軽率な結婚と早婚、であり、さらには、2. 既婚者と親に課せられる倫理的義務の自覚の欠如、3. 住宅環境の悪さ、4. 婦人の不経済性と家事能力のなさ、5. 4と婦人の自宅外長時間労働の帰結としての家事放棄、ということが挙げられる。早婚については、軽率さや婚前交渉の帰結、共稼ぎのメリットといった容易に想定される要因に加えて、立法が挙げられていることが目を引く。いわく、リベラルと称揚される立法は、先進諸国に通用しているものだが、それは「純粋に個人主義的で抽象的な原則から出発して、男性の法的に認められる結婚年齢を二十歳代はじめに定め、結婚する権利を一定の年齢以外のなんの条件にも依存させない、というものである。」シェーンベルクは、このような法が早婚を助長している、とした。4の婦人の家政能力の無さを「悲しい現象」というシェーンベルクは、労働者婦人になる女性が、使用人が工業労働者として生きてきており、結婚までの人生で家庭婦人として必要な素養を身につける機会をもたなかったことを指摘する。つまり、親の家では良き手本を見ることなく、女工として働き、「裁縫も編み物も、洗濯も料理も習わず、秩序や清潔さ、経済性、節約の感覚や快適な家庭の感覚も、夫の愛情ある世話や子供の良き教育についての理解も得ていない」のであれば、家計運営・家事能力のなさは必然だ、ということになる。妻・母に不可欠の徳性を身につけるべき人生の時期が多くの女性には「道徳的荒廃化の時代」

でしかない、というのである。諸要因を指摘した後に彼は、「以上のように、劣悪な家庭、劣悪な家族生活の原因は非常に多様である。もっとも悲しいのは、まれならず生じるように、すべての原因が重なってしまう状況ができること」だ、とした。

(2) の出生数について。これは上記の早婚でも指摘されたことに重複するが、しかしシェーンベルクはこれを「社会問題の一枢要点をなすもの」と位置づけた¹⁰⁾。まず出生数が「不道徳」であることの所以を見よう。子をもつことは一つの幸福だが、親が自分の子供をきちんと扶養し教育することができなければ、家族が物的・道徳的に零落する原因となってしまう。そうした状況では子供をつくるべきでないというのは道徳教説の争いがたい命題の一つであるが、この義務を果たせないのに子供をつくるのは不道徳である、というのである。「人が自ら負うこの義務を第三者に委ねる(課す)ことは不道徳であり、産んだことによって悲しい生存を運命づけてしまう哀れな子供に対して不正を犯してもいる。」したがって感動的衝動の充足を倫理的義務と課題の遂行に服させること、倫理的克己と衝動の支配が道徳的義務として打ち立てられねばならない。理性と道徳律が衝動を抑えることが必要である。

出生数は不道徳であるのみならず「過度」ともされた。数が貧困をもたらす原因だからである。しかも主要な原因とみられた。

この義務はしかし労働者階級ではしばしば守られず、彼らの不履行は無数の労働者家族の悲しむべき経済的・道徳的状態の、自己責任による原因、プロレタリアートの主要原因である。しばしば結婚にあたり分別ある用心深い思慮と理性的な吟味や熟慮が欠け、それゆえ多くの結婚が軽率にまた早期になされるが、さらに頻繁にはこの点での倫理的自己規制(克己)が欠けている。生まれた子供に食べさせて教育する手段を持っているかどうかの計算を良心的に行なうことなく、身体的な力と欲求のかぎり子供をつくる。感動的衝動が動物と同じように人間を支配する。その結果が「子宝」だが、これが厄災となり、家族に困窮と貧乏をもたらす。(§ 25)

労働者の賃銀は、労働サービスの対価として、その時の労働需要に応じて規定されるのであ

10) プレンターノも出生数制限には§ 30で触れていた。組織された労働者は結婚については合理的な態度をとる、としている。このくだりの一部は森戸の名訳を引いておく。「尚職工組合はそのあらゆる工業政策に於て、各個人に対し常に全体の福祉に服従するやう命ずることによって、労働者の間に、既にその必要明らかなる男女関係に於ける自制の実行に不可欠なる義務の感情を育成することが能きる。」(249-50ページ) プレンターノは1877年の *Das Arbeitsverhältnis* で、マルクスが「資本家的生産様式の人口法則」について言うところの「過剰人口」を問題とし、産業部門内過剰の国内的均衡へのプロセスや、産児制限の効用などを論じた。そしてそれらは、孤立的個人が賃銀水準に影響を与えることはできないため、労働市場における供給の組織化が必要かつ正当なことである、という自説の主張につなげられてゆく。(S. 194-212.)

り、子供の数に規定されない。2, 3人の子供の家族に十分な賃銀がそれ以上の子供を扶養できなければ、欠乏が生じ、悪弊をもたらす。子供の稼働力の搾取（児童労働、子供の物乞い、娘の売春）、高い児童死亡率、病気の多さ、婦人の早期の死亡、これらが不道德な出生数に関連している。このような悲惨な状態の連鎖は最下層の階級、未熟練労働者において現われる。ここまでの記述は、まだ自己責任での零落というにとどまるが、シェーンベルクは続いて「一般的な欠点」まで話をつないでゆく。

出生数が過度なのは、その家族にとってのみではない。下層の人口増加によって、賃銀が最低限へと押し下げられ、平均的家族の生存ぎりぎりの水準以上への上昇の可能性が妨げられてしまう。だから、かの道德律を守らない者は、自らと自らの子供に不正をなすだけでなく、同胞にも不正をなすことになる。いわば労働者階級にあらわれる悪弊の根源がここにある、というのがシェーンベルクの見方であった。彼はこう結論づけた。

この不道德が支配する限り、最下層労働者階級の収入を持続的に高める手段は何もない。不道德な子供作りの悪弊はおそらく社会問題にとって最も重大である。かの道德律が守られるのであれば、社会問題は比較的軽い問題となろう。だがその不履行は国家と社会に、問題の絶対的解決（§ 13）を一つの不可能事とし、相対的解決すらますます困難なものたらしめている。（§ 25）

シェーンベルクの執筆項目のなかでプレントナーノともっとも対照的なポイントを挙げるとすれば、それは以上の出生数の扱いであろう。これは、社会改良が対象とする問題状況の認識の相違といってもよい。それゆえ相対的解決の可能性がどこにあるかを網羅的に指摘する叙述様式も、ただ表面的な相違というだけでなく、シェーンベルクの基本姿勢を表現する重要な相違点と見てよいのではないか。それは次の（3）の記述に象徴的に示されよう。

（3）の子供の教育では、義務教育や児童労働制限、宗教教育が実施されている国では教育上の悪弊が相対的に少ないことが指摘される。しかし学校や聖職者は家庭がなすべきことを代替できるものではなく、道德的徳性（真理愛、勤勉、時間厳守、秩序愛、清潔さ、節約、道德と宗教の戒律の遵守、等）のしつけと教育では最も重要な課題は家族のものである。ここでシェーンベルクは、限定的ながら宗教教育に触れた。このような、社会問題の解決に諸側面から考察を加えるというのが、彼の特色の一つでもあった。こうした記述であったために、ハンドブック第2版に書評を書いたC. メンガーが、シェーンベルク執筆の項目は、注7で触れた如く「改良的な、問題の経済的な面のみならず政策的および倫理的宗教的な面をも考察に入れる立場」であり、ハンドブック中もっとも教育的だと評価したのであろう。

（4）の児童労働については、子供が自らの健康の維持と通常の身体的精神的道德的教育との権利をもつのに恒常的な労働がそれを妨げるのは不正であること、工場での児童労働が近代

的機械利用の産物であること、が指摘される。とくに、子供の就業機会の利用には親（家計補助）と雇用主（コスト削減）の双方が利害関心をもち児童労働が自由に任されたこと、その結果「すべての工業国においてまさしく身の毛もよだつような状況、非人間性と残酷さの状況が展開した」こと、そして統計数値をも用いた子供の死亡率の異様な高さ、が簡潔に記されている。現状については、「児童の就業に関する企業家と親の自由を制限する国家権力の介入を通じて、たいていの国の悪弊は、程度は様々だが、減少し、個別的には児童労働の完全禁止によって除去された」としている。最後の（5）はとくに記述もなく説明不要である。

4. 「倫理的」経済学の意味

二つの項目を一瞥したあと、今度はこうした社会政策観をドイツの経済学史の大きな流れのなかで見直してみよう。1870年代には社会政策推進派が一つの潮流をつくり、のちに「新歴史学派」と呼ばれることとなる。一般にそれは、ロッシャー、ヒルデブラント、クニースを「旧歴史学派」と呼んでこれとは段階を異にした、つまり学的課題が異なった時代の経済学だとされている。

1) 「歴史的」経済学

大河内一男『独逸社会政策思想史』¹¹⁾では歴史学派の経済学が「倫理的」経済学として説明されている。正確には「歴史的」「倫理的」「現実的」の形容がセットであった。これは周知のことではあるが、立論に必要な範囲でその内容を要約する。この書の第4章「『講壇社会主義』の歴史的任務」において大河内は、社会政策学会内部の対立状況を整理して、ヴァーグナー、シュモラー、ブレンターノそれぞれが説く「三種の型の改良主義に依じて」学会には右翼、中間派、左翼が形成されたこと、にもかかわらず彼らに共通するものがあること、を説明した。そこに提起されたのが「歴史的」経済学と「倫理的」経済学である。

大河内によると、旧歴史学派は、イギリスで妥当する古典経済学がドイツには妥当しないと見て、とくにドイツ国民経済の形成と保全を課題とする貿易政策・経済政策において経済社会の歴史性を説くために「歴史的」経済学の建設へと進んだ。これに対して新歴史学派は、形成された国内市場に発生した社会問題を対象とする社会政策を焦点とした。そして社会政策は、市場過程に何らかの力が介入することの正当性や合理性の説明を必要とする。これに答えたのが歴史的個別研究によって介入を正当化する「歴史的」経済学であった。経済社会の歴史的変性の理解は有効な権力的介入を弁護する。そしてこの経済学は「現実的」経済学とも呼ばれた。その意味するところは、「統計的」方法、すなわち経験や調査・資料に基づく実証的研究

11) 『独逸社会政策思想史（上巻）』青林書院新社，1968年（初出1936年）。以下、（ ）内にページを示す。

スタイルに依ることであった。

さらに、成立したドイツ型資本主義の社会的矛盾と対立を調整して体制の安定化をはかる社会政策を課題とした新歴史学派には、旧中間層の窮乏と台頭する労働者階級の要求と闘争とへの考慮が具体的課題となっていた。国内の「産業平和」の維持のためには、自由主義的「自然法則」まかせではなく、国家なり労働組合なりの「干渉的強力」が必要であった。そこで社会改良に適合する経済学の創出が課題となった。そうして古典派経済学が国民経済の経済的＝技術的要因だけに目を奪われたことを批判し、「道徳と法」、「倫理的側面」にも着目して国民経済を考察する「倫理的」経済学が提出されることとなったのである。

新歴史学派にとって経済学を倫理化することは「そこから社会改良の餘地を引き出す限りにおいてのみ意味をもった」とする大河内は、「『倫理的』経済学と社会改良との結びつきは、具体的に経済学ならびに経済政策における『分配問題』への関心として現われる」とした。それゆえこの経済学にあっては、関心が「分配関係の法則性の分析」に向かうのではなく、「現存の分配的帰結への倫理的価値判断」を含んでいた。したがって分配関係の修正やそれに対する権力的干渉、再分配などが具体的な課題となった。

彼らにあっては、資本制的分配関係そのものは「独逸マンチェスター派」におけると同様、“noli me tangere!” [触れるべからず] であった。ただそこから流れ出る醜き「半面」、例えば投機、不当利益、過大利潤、劣悪な労働条件、雇主の「利己心」、労働者の「暴力」等々の刈除のみが、まさに分配問題として取り扱われたのである。このことから、いわゆる「分配」の問題とは、単に「所得」および「財産」の分配に対する国家的干渉の試みであったことは容易に想像し得る。巨大資本（＝所有）に対する各種の累進課税の強調は「倫理的」経済学型の分配策＝「社会改良」にとって、もっとも容易な途であった。(386
87ページ)

以上は大河内の叙述からやや恣意的に粹組を取り出したものである。もちろん以上に挙げた特質をそのまま具現する経済学者がいるわけではない。大河内の叙述も、このような準拠線をもちいて代表者たちの具体的な位置を描いている。たとえば「倫理的」経済学という点でもっともシュモラーに近かったヴァーグナーは「歴史的」経済学という点ではもっとも彼から遠く、ブレンターノはその中間だった(369ページ)、という具合に。ここで問題としたいのは、ブレンターノの位置である。大河内の叙述を追ってみると、ブレンターノはいささか座りの悪い位置に置かれていることが分かる。まず、彼は「倫理的」経済学者ではなかった。

シュモラーおよびブレンターノが歴史的個別研究を、それぞれ異なった意味においてではあるが、理論と置き替えたのに対して、一人ワーグナーのみは、理論的研究の主張者であ

った。経済学の「倫理化」についてはワグナーはその熱狂的な主張者であり、ブレンターノのみがその反対者として孤立していた。然るに経済学の「歴史化」についてはシュモラーとブレンターノとは同一陣営中であって、ワグナーのみが孤立していた。(371 72 ページ)

そして、大河内が第四章の第三節「『倫理的』経済学」の中で、ブレンターノが初期には「倫理的」経済学の信奉者であったことを紹介する以外に彼に言及した箇所は、内容的には一箇所のみである。そこでは、本稿のテーマとしたシェーンベルクとブレンターノの対立の原因が見事に描かれていると同時に、にもかかわらずブレンターノが「倫理的」経済学の帰結とされる倫理的説得の可能性に賭ける者の一人として挙げられている。具体的に見よう。やや微妙な論点だが、論理的にはそう困難ではない。大河内はこう述べる。「講壇」社会主義の抱える問題として、講壇からの啓蒙・説得は利己心に対する利他心や協同心を、また経済的 = 技術的なものに対する倫理的 = 心理的なものを訴えねばならなかったが、その実践的效果については疑念をもたざるをえなかった。

ワグナーおよびショエンベルヒが、所有者 = 有識者階級の倫理的義務と並んで彼らの「経済的利益」をもって、或いは国家に対しては社会改良の「政治的賢明」をもって、臨むべきであるとし、徳に配するに利をもってしたことは、かかる疑念の表現であったと言い得るだろう。従って倫理的説得は単に「企業家」機能の倫理的礼讃をもって終わったか、然らざる場合には、国家或いはその他の強力が「講壇」よりの説得を事実上の権力をもって遂行しなければならなかった。シュモラーにおけるプロイセン国家、官僚およびホーエンツォレルン家に対する信頼、ワグナーにおける保守党および「基督教社会労働党」、ブレンターノにおける自由主義的労働組合に対する信頼、はそれであった。このようにして、倫理的な啓蒙・説得は、これらの強力が社会的な大いさを持っていた限り、はじめて可能であったといえることができる。(391ページ)

大河内は、先の引用に見た分配問題のところでは、慎重にか当然にか、ブレンターノに触れることはなかった。しかし講壇社会主義の「倫理的」経済学が宿命として負った、社会改良の担い手となるべき「強力」への信頼の構図を描くところでは、ブレンターノも例証として用いたのである。繰り返すが、大河内はブレンターノが経済学の「倫理化」に反対していたことを記している。上の引用箇所では微妙な論点が重ねられているけれども、論理的に整理すれば、これは矛盾である。

一般に、個性的な個人の集合をたとえば「新歴史学派」といった一語でまとめてその特徴を理念的に記述しても、個々のケースがそうした特徴を等しなみに備えていることはない。プレ

ンターノについても同様であり、この事例をもって大河内の古典的な整理そのものが妥当性を失うわけではない。ブレンターノが新歴史学派のなかで占めた位置の独自性を示すことがら、と受け取ればよいのかもしれない。とはいえ、ブレンターノをこれまで指摘された諸論点のなかで整合的に理解するとすれば、大河内が誤っていたとして整理し直すか、大河内の理解を前提に部分的修正をほどこすか、どちらかが必要になる。以下、その両方が論理的に可能であることを指摘することで「新歴史学派」というくり方の積極面と否定面を描いてみたい。そのことを欠いては、一般的な呼称がなおも積極面を持つという常識的な立場を維持することは困難だからである。

大河内が抱えた問題点を、ここでは以下のように解決してみたい。まず第一。ブレンターノは工業労働者問題の解決策を、労働商品を他の商品一般と同じく、需要に見あった供給調整の可能な商品とすること、にみていた。諸個人の利己心を前提に、その現われ方が弱者では競争ならぬ団結となって、労組形成により市場の需給調整が行なわれ、市場機能の完成度が増す、という捉え方である。これは、「倫理的」立場からする分配結果への「権力的介入」という筋立てとは質を異にしている。大河内は、労組形成による市場の需給調整を「権力への信頼」とみたが、ブレンターノは明らかに「理論」の存在理由を認め、しかも市場による分配の結果に倫理的な介入を行なうことを良しとする立場ではない。上述したように、この面は「新歴史学派」におけるブレンターノの立場を、つまりは「倫理的」経済学とは言わない彼の個性を示すものである。大河内のくり方には無理があり、「新歴史学派」の多様性を対象にそくして認めるべきであろう。

とはいえこれをもってブレンターノを「新歴史学派」から外すことにはならない。筆者は、(第二に)先の引用中にあった大河内の指摘、「シュモラーおよびブレンターノが歴史的個別研究を、それぞれ異なった意味においてではあるが、理論と置き替えた」という箇所注目することで、大河内のヨリ深い「新歴史学派」理解が、ブレンターノをその一員とみなすべき理由を言い当てていると受けとめるべきだと考える。歴史研究を理論と置き替えた、としたことの意味を探らねばならない。

シュモラーの場合は、理論観の刷新ということであった。彼はいわば歴史的発展法則の把握を課題として掲げ、それを経済理論、つまり現実の経済活動を正しく説明する理論とした。これが、歴史研究を理論と置き替えた、とされた理由であろう。シュモラーにしてみれば、市場による価格決定の理論などは心理学の応用にすぎなかった¹²⁾。

ブレンターノは、歴史研究によって理論の妥当性を批判的に検証することではシュモラーと変わらないが、理論が形成された時代状況とその後の変化の史的研究から、理論それ自体の修正を要求した。いわば知識社会学的な考察を加え、経済的行為のレベルでの変化から理論の修

12) 小林「19世紀ドイツの経済学観」117 9ページ。

正を説いたのである。彼はあくまで正しい市場の理論が必要であると考えたのであり、これは発展法則の追求とは異なっている。彼は、先験的経済人モデルから演繹される理論ではなく、歴史的現象の検討から古典的理論を修正しようとするため、歴史・統計的研究は不可欠な前提となる。そしてそこから新たな理論が形成される。したがって方法論争における C. メンガーのドイツ歴史学派に対する批判¹³⁾は、ブレンターノには届かないことになる。具体的には、先に示したように彼は利己心の現われ方が歴史的に変化しており、弱者にあっては競争ではなく団結を指向することになった、としている。歴史研究が理論の書き換え要請となった。このことを、経済行為者の利害関心の指向性が習慣的・倫理規範的なレベルでの変化に応じて変わったため、とみることもできよう。そしてこのように見ることでできるブレンターノの手法が、大河内には、歴史研究を理論と置き替えたと評価する根拠になったのであろう。

2) 「倫理的」経済学

シェンベルクの自由放任批判に示されるように、「新歴史学派」の経済学者は古典派経済理論およびそれにもとづく政策提言には批判的であったが、積極的に代替理論を提示することはなかった。したがって、経済学史のうえで歴史学派を超えた「新歴史学派」なるものが成ったとすれば、その中味としては、シュモラーとブレンターノ以外に、いや厳密にはシュモラーの主張以外に何かあったのだろうか、という疑問すら生じる¹⁴⁾。A. ヴァーグナーをも含めたこのグループに共通の要素としては、統計や調査を活用した現実認識をもとに社会改良の必要を認めた点であり、そのことから「社会政策学派」という呼称こそがふさわしいと言えよう。もっともヴァーグナーとその弟子は別として、このグループで理論研究が軽視された印象は否めないとすれば、それは、シュモラー（そしてブレンターノ）の見方がおおむね受け入れられていたからだ、と見ることを可能とする。

理論軽視と映る態度の底に、人間は発展し、人間の活動の一部にすぎぬ経済領域も社会総体のなかで変化し、そもそも相対的な経済理論の妥当性も徐々に失われてゆく、という理論観を感じとることは容易である。そしてクニースが結局は歴史相対主義を言う以上に出なかった¹⁵⁾のとは異なり、歴史の発展法則にまで思いをはせたのがシュモラーである。彼自身が発展法則を定式化できると信じたかどうかは分からない。だがたとえ信じていなくとも、彼の研究プログラムは「歴史の発展法則」といったある種の歴史哲学を前提とする形になっていたのではな

13) メンガーは、精密的研究の成果を経験的に検証するのは方法上の矛盾だ、としている。小林純『ヴェーバー経済社会学への接近』日本経済評論社、2010年、74-77ページ。

14) 筆者は、接近経路の差異はともあれ、「方法論争におけるシュモラーの立場は歴史学派のなかでも特異なもの」（田村信一「歴史学派」、田村/原田編著『ドイツ経済思想史』八千代出版、2009年、113ページ）という表現に共感をおぼえる。

15) 小林純「カール・クニース」、大田一廣他編『新版経済思想史』名古屋大学出版会、2006年、137ページ。

いか。こうして歴史の発展を人間の発展から説くことは、人間の慣習や倫理規範概念の史的変化 = 発展をどうしても中核的概念として設定することを要請する。クニースが強調した「Sittlichkeit」は「新歴史学派」においても登場することとなった。理論・政策観の違いはあれ、ドイツの新旧「歴史学派」を「倫理的」経済学とする見方の根拠がここにある。

ドイツが帝国として「統一」されたのは1871年である。社会政策学会は1872年の集会を母体に成立した。社会政策学派としてはマンチェスター派に対抗すべき同じ陣営にあったシェーンベルクとブレンターノだが、両者は政治的に方向を異にしたように、経済学と倫理の関係について抱いた観念も異なっていた。権力による倫理的再分配と人間の倫理的発展といっても、言葉は同じ倫理だが、別の語を充てれば、前者は「善なる」ことを、後者は「社会的性格」を指すという違いがある。この違いを含みつつ社会改良を目指した者たちが「倫理的」経済学者と呼ばれた。これが「新歴史学派」である。旧歴史学派との大きな違いは、大河内の指摘の如くによりも課題としての社会政策であろう。ここでは倫理的再分配をおこなう主体についての積極的な評価はいわば当然となろう。とはいえブレンターノら自由主義派は、労使同権の実現のために権威的な権力介入のあり方を批判したのだが。

さて次に、成立した国家の運営者を養成することが課題となれば、大学は官吏育成と科学としての国際水準追求の課題を同時に追求することとなる。国家の確立、国民統合の強化、経済の発展という実践的課題をかかえたドイツは、イタリアや日本と同様にイギリスに対する相対的後進性の特質を体現した。キャッチアップを課題とする場合、経済活動を十全なものとするための諸制度枠組の自生的形成を待つのではなく、それらを政策的に創出し整備することになる。と同時に個々の経済主体にも新たな枠組に主体的に適応する態度が求められる。イギリスでは長いプロセスを経て成ったことが、ここドイツでは短期のうちに遂行すべき課題であった。経済学はこのプロセスの諸契機を集約的に考慮せざるをえなかったであろう。その中でも、人間という要素の「変化」を重要な契機として扱い、それを古典派経済学の妥当性への疑念と結びつけるという戦略を採ることは可能な途だった。経済理論と倫理を関連づけるという（いわば再版）アダム・スミスの課題を抱えたことが、例の「アダム・スミス問題¹⁶⁾」として現われた。社会政策学派の中でもこうした課題に向き合う者たちは、「人間の発展」を考慮する科学を希求したのであり、それがシュモラーでは総合的な社会科学、ブレンターノでは理論の修正という形になったのではないか。

彼らが歴史研究を重視したことから「歴史的」経済学と言われるにせよ、この呼称が孕む問題的性格はドイツでもすぐに明らかになるはずである。ヴィンデルバントやリッカートの示すように¹⁷⁾、「歴史」とは一回性、つまり出来事の唯一無二の性質に着目する関心に支えられる。

16) ブレンターノもこの問題を論じている。*Das Arbeitsverhältnis*, S. 60-63. 彼はエルヴェシウスの影響を重視する。またスミスは基本的思考においてはフィジオクラートである、とした。

17) 小林『ヴェーバー経済社会学への接近』57-61ページ。

これを規則的現象の説明原理となる経済理論に重ねることには無理があろう。とすれば「歴史」はその発展という動態の面に着目されることとなり、歴史研究はこの動態性を理論化して説明原理に取り入れようとする。「発展傾向」や「発展段階」が理論として提示されるに至れば、これはいわば歴史の実用主義的利用といえる。また「発展」という一つの観念がそこに前提されている、と見ることができるのであり、そこにある種の歴史哲学の混入を指摘する余地も生まれる¹⁸⁾。

こうした否定面を持ちつつも、そこに見られた人間と言う要素の「変化」への着目、そして企業組織や行政制度などを含む形態論の展開は、経済活動の分析に重要な学問的貢献をなした。経済と他領域の関連および制度形成の検討は、包括的社会科学の構想や制度経済学の酵母をたしかに残してくれたのである。「方法論争」が方法をめぐる論争というよりは経済学の課題・範囲をめぐる論争であったと見ることが、今日ではむしろ一般的であろう。「歴史学派」への現代的関心はすでにこうした方向へと大きく動いている¹⁹⁾。

本稿の範囲を超えるが、この歴史哲学の払拭が「最新歴史学派」と称される次世代の作業であり、そこで提起されたのが「発展法則」ではなく「類型論」であった。M. ヴェーバーが政策的価値判断を排除して現象の学問的認識の追求のために、社会政策学会とは別にドイツ社会学会の設立に動いたことが象徴するように、現実把握にさいしては発展法則的発想を外す必要があった。社会科学の歴史としてこの流れをみると、シュモラー的な一般 (= 総合) 社会科学の希求から発展法則的発想を外すことにより、「類型論」的概念構成が「社会学」の戦略的手法となって、発展ではなく「社会変動」が学問的に語りうることとなる——という見通しがたてられよう。

18) ちなみに小林昇の経済学史研究では、ドイツ歴史学派は評価されない。ここに記した歴史実用主義と歴史哲学的傾向がその理由ではないだろうか。ドイツ語圏では、Fr. リストの後はメンガー、ヴェーバー、そしてシュンペーターが注目されている。また、ドイツ国民国家・国民経済の形成過程が経済学に要請した課題に答える作業は、イギリス古典派理論の高みに立ってみれば、すでに経験したことであり、理論的には評価されないものと見えるであろう。だがシュモラーが総合社会科学を言わねばならなかった事情、つまりリスト没後の1860～80年代に上記の課題に輸入経済学で応えよときの難点が現実化したことには着目したい。相対的後発諸国ではその後様々な議論が出されることになるが、とくに、1. イングランド ブリテン コモンウェルスという特異な経済圏を有した英国とは異なる国民経済のあり方 (自給・資源確保、立地等)、2. 古典派理論形成の過程で捨象された諸問題 (生態系、成長至上観等)、は論点として残る。経済学の「原罪」を言う小林昇であればこそ、その歴史学派低評価には再検討の余地があろう。

19) Erik Grimmer-Solem, *The Rise of Historical Economics and Social Reform in Germany 1864-1894*, Oxford: Clarendon Press, 2003 は「歴史学派」の語を避けている。小林『ヴェーバー経済社会学への接近』234-37ページ。